

平成26年生駒市教育委員会

第2回定例会 議案

平成26年2月24日

生駒市教育委員会

平成26年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第3号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	1
議案第4号	生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	2～3
議案第5号	平成26年度予算編成について	4
議案第6号	平成26年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について	5
議案第7号	放課後児童健全育成事業に係る事務の委任について	6～7
議案第1号	平成26年度生駒市学校教育の目標について	8

議案第3号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年2月24日

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（平成25年12月生駒市条例
第39号）の施行期日は、平成26年4月20日とする。

議案第4号

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒市図書館条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年2月24日

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒市図書館条例施行規則の一部を
改正する規則

(生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市生涯学習施設条例施行規則(平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

生駒駅前図書室	午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあつては、午前9時30分から午後5時まで。
---------	---

第2条第2項及び第3項中「生駒市コミュニティセンター」の次に「及び生駒駅前図書室」を加える。

第3条第1項の表中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)」を「祝日」に改め、同

表に次のように加える。

生駒駅前図書室	(1) 月曜日（その日が祝日に当たるときを除く。） (2) 12月27日から翌年の1月5日までの日 (3) 館内整理日（毎月第1金曜日。ただし、その日が祝日又は前号に規定する休館日に当たるときは、第2金曜日とする。） (4) 特別整理期間（毎年14日以内で教育委員会の定める日）
---------	--

第3条第2項及び第3項中「生駒市コミュニティセンター」の次に「及び生駒駅前図書室」を加える。

第14条第1項中「たけまるホール及び」を削り、同条第2項中「第7条から第15条までの規定は、前項の図書室に係る図書の利用、貸出し及び複写並びに図書の寄贈及び寄託」を「第3条及び第4条の規定は、前項の図書室に係る使用時間及び休館日」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（図書室の利用等）

第15条 生駒市図書館条例施行規則第7条から第15条までの規定は、第2条の生駒駅前図書室及び前項の図書室に係る図書の利用、貸出し及び複写並びに図書の寄贈及び寄託について準用する。

（生駒市図書館条例施行規則の一部改正）

第2条 生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「午前9時30分から午後5時まで」に改め、同条の表を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月20日から施行する。

議案第 5 号

平成 26 年度予算編成について

平成 26 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 26 年 2 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 早 川 英 雄

議案第6号

平成26年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案の意見について

平成26年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年2月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄

提出議案

- ・平成26年度生駒市一般会計予算
- ・平成25年度生駒市一般会計補正予算（第5回）
- ・生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号

放課後児童健全育成事業に係る事務の委任について

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る事務の委任について、別紙のとおり市長から協議があり、この協議に対し同意等をする
ことについて、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和
60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第16号の規定により、教育委
員会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄

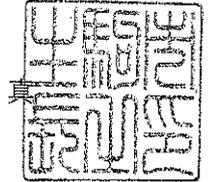


生企第71号

平成26年2月21日

生駒市教育委員会 様

生駒市長 山下



放課後児童健全育成事業に係る事務の委任について(協議)

このことについて、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る下記の事務を貴委員会に平成26年4月1日から委任させていただきたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により協議します。

記

- 1 放課後児童健全育成事業に係る企画及び調査研究に関すること。
- 2 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料の作成に関すること。
- 3 文書の管理に関すること。
- 4 工事等の設計、施行及び監督に関すること(工事等の検査を除く。)
- 5 施設の営繕、保全及び管理に関すること。
- 6 関係機関等との連絡調整に関すること。
- 7 その他放課後児童健全育成事業に係る事務の管理に関すること。

議案第1号（継続審議）

平成26年度生駒市学校教育の目標について

平成26年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第3条の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄